

現況証明願書

年 月 日

標茶町農業委員会会長 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者名)

(電話番号 - -)

次の土地の現況は、記載のとおりであることを証明願います。

記

1. 証明を受けようとする土地の表示等

所 在 地 番	登記簿 地目	現 況	面 積 (m^2)	区 分	利用状況	所有者氏名	備 考

(注意) 証明を受けようとする土地の表示等の記載にあつては、裏面の注意事項を参照のこと。

2. 証明を必要とする理由の詳細

地目変更の為

標農委証第

号

願出のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

標茶町農業委員会会長

現況証明願に係る土地の表示等記載注意事項

- 1) 現況覧には、「農地、採草放牧地以外」と記載すること。
- 2) 区分欄には、各筆ごとに一般民有地は「民」、自作農創設地及び強制譲渡地（開拓地を除く。）は「創」、開拓地（農地法第73条の期間を経過した土地に限る。）は「開」と記載すること。
- 3) 利用状況欄は、過去5か年位の利用状況について、「何年まで雑種地で、その後、宅地に利用」等のように記載すること。
- 4) 備考欄には、各筆ごとに転用許可の有無及びその許可年月日を記載すること。
- 5) 1筆の土地で現況が異なっている場合は、それぞれの現況部分を特定する実測図を添付すること。
- 6) 願出人が土地の所有者以外の場合は、必ず土地の所有者の委任状を添付すること。
- 7) 証明願は2部作成し、土地の登記事項証明1通、位置図、各筆ごとの実測図を添えて申請すること。
- 8) 証明交付の際に、1筆につき3千円、1筆増すごとに1千円の手数料が掛かります。

他法令の許認可等の注意事項

《農地等を転用する場合》

1. 農地を農地以外のものにする場合は、農業委員会会長の許可を受けなければなりません。
 - (1) 農地の所有者又は耕作者が自ら転用する場合は、「農地法第4条の許可」
 - (2) 農地等を転用するため売買等によって権利の設定・移転をする場合は、「農地法第5条の許可」
2. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画において農用地区域として指定されている場合があります。農用地区域内において指定された用途以外に転用等の開発行為をしようとする場合は、町長の許可（知事との同意協議）を必要とします。
 - (1) 農用地区域内の開発行為とは、宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更又は建物その他工作物の新築、改築若しくは増築など。
 - (2) 国土利用計画法に基づく土地の売買等をする場合。

※1の許可は農業委員会、2の(1)の許可は農林課、2の(2)の許可は企画財政課に問い合わせ下さい。